

令和8年度加古川市防災士育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市防災士育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。
- (2) 自主防災組織 地域において自主的な防災活動を実施し、地震その他の災害の被害の防止及び軽減を図ることを目的として結成された組織（加古川市町内会連合会に属する町内会長・自治会長が率いるもの）をいう。
- (3) 社会福祉施設等 市内に所在する高齢者・児童・母子・障がい者等福祉のための施設のうち、各施設を所管する大臣、兵庫県知事又は加古川市長の許認可又は事業指定を受けた施設をいう。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付制限)

第4条 補助金の交付は予算の範囲内とし、1人につき1回限りとし、本市転入前に他の自治体から既に本要綱と同じ目的となる補助金の交付を受けている場合は、交付対象外とする。

(交付申請)

第5条 補助申請者は、加古川市防災士育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 別表2に定める書類の写し
- (2) 自主防災組織の長又は社会福祉施設等の管理者等の推薦書（様式第2号）
- (3) 社会福祉施設等の管理者等からの推薦の場合は、所管大臣、兵庫県知事又は加古川市長による許認可又は事業指定にかかる書類の写し及び推薦元に所属していることが分かる職員証等の書類の写し
- (4) 防災士研修講座の会場までの交通費を請求する場合は交通経路届（様式第3号）

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、加古川市防災士育成事業補助金交付／不交付決定通知書（様式第4号）により、補助申請者に通知する。

(交付請求等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに加古川市防災士育成事業補助金請求書(様式第5号)により補助金の請求を行う。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付する。なお、交付方法は、補助事業者が指定する金融機関の口座への振込みによるものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 暴力団等(暴力団(加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)をいう。以下同じ。)であつて、暴力団を利すると認められる補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。

(3) その他この要綱又はこれに基づき市長が行う処分に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、加古川市防災士育成事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知する。

3 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。

(責務)

第9条 補助金の交付を受けた者は、所属する自主防災組織又は社会福祉施設等の防災活動及び市の防災に関する施策に、積極的に協力しなければならない。

(活動状況報告及び調査等)

第10条 市長は、加古川市防災士育成事業の適正な運営を図るため、必要に応じて補助金の交付を受けた者に対し、所属する自主防災組織又は社会福祉施設等における防災活動の状況等に関する調査を行うものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する調査に協力するよう努めなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

補助金の種類	性質	事業費補助		
	目的	地域防災の担い手の育成を促進し、もって自主防災組織の活性化及び地域防災力の向上並びに社会福祉施設等における災害リスクの軽減に資するため		
補助金の範囲	対象となる者	<p>所属する自主防災組織又は社会福祉施設等における防災のリーダー的役割を担い、活動する意思のある者で、次の要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、自主防災組織の長又は社会福祉施設等の管理者等から令和7年4月1日以降に推薦された者 ・平成28年4月1日以降に防災士の資格認証を受けた者 		
	対象となる経費	<p>対象となる経費は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災士資格取得試験受験料 (2) 防災士資格認証登録料 (3) 防災士教本代 (4) 防災士研修講座の受講料 (5) 防災士研修講座の会場までの交通費(ただし、防災士資格取得にかかる講座の実施場所が加古川市内の場合、支給しない。) (6) 宿泊料 		
補助金の補助率又は額	補助率	補助対象経費の10/10		
	補助金の額	ア 消防吏員、消防団員、警察官等で、防災士研修講座の履修、救急救命講習の受講及び防災士資格取得試験を免除された者	(2) 防災士資格認証登録料 (3) 防災士教本代	上限 8,000円
		イ 消防吏員、警察官等で、防災士研修講座の履修、救急救命講習の受講を免除された者(上記アの該当者を除く。)	(1) 防災士資格取得試験受験料 (2) 防災士資格認証登録料 (3) 防災士教本代	上限 11,000円
		ウ 上記ア、イの該当者以外の者	(1) 防災士資格取得試験受験料 (2) 防災士資格認証登録料 (3) 防災士教本代 (4) 防災士研修講座の受講料 (5) 研修講座の会場までの交通費(ただし、自家用車の場合は1日につき1,000円とみなす。) (6) 宿泊料	上限 20,000円

別表2 (第5条関係)

区分	資料
別表1中の「補助金の額」の欄のアに該当する者	防災士の資格を認証する書類
別表1中の「補助金の額」の欄のイに該当する者	防災士の資格を認証する書類 防災士の資格取得試験に合格したことを証する書類
別表1中の「補助金の額」の欄のウに該当する者	防災士の資格を認証する書類 防災士の資格取得試験に合格したことを証する書類 防災士の研修講座の終了を証する書類または防災士研修講座の受講料の支払いが確認できる書類

令和8年度加古川市防災士育成事業補助金交付申請書

年 月 日

加古川市長 様

住所
申請者 氏名
電話

令和8年度加古川市防災士育成事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

交付申請額	円
所属する 自主防災組織 又は 社会福祉施設等	
補助金の額 ※該当項目を選択してください	別表1中の補助金の額（ア・イ・ウ）に該当
添付書類 ※該当項目をチェックしてください 推薦書（様式第2号）以外は写し	<input type="checkbox"/> 防災士の資格を認証する書類 <input type="checkbox"/> 防災士の資格取得試験に合格したことを証する書類 <input type="checkbox"/> 防災士の研修講座の修了を証する書類等 <input type="checkbox"/> 推薦書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 所管大臣、兵庫県知事又は加古川市長による許認可又は事業指定にかかわる書類及び推薦元に所属していることが分かる職員証等の書類の写し ※社会福祉施設等の管理者等からの推薦された場合 <input type="checkbox"/> 交通経路届（様式第3号）
	私は、下記の事項について同意又は誓約します。 1 補助金の対象者であることを確認するため、市が住民基本台帳を調査すること。 2 暴力団等に該当しないこと。また、これらの事項に反する場合、市が行う一切の措置について異議の申し立てを行わないこと。 3 補助金の交付を受けた後は、所属する自主防災組織又は社会福祉施設等において防災活動を積極的に行うこと及び市の防災に関する施策に協力すること。 4 防災士の資格取得に関し、他自治体から同様の助成制度による財政的支援を受けておらず、受ける予定もないこと。

推 薦 書

年 月 日

加古川市長 様

（自主防災組織、社会福祉施設等）

推薦組織の名称

住所

代表者 氏名

電話

令和8年度加古川市防災士育成事業補助金の交付を受ける者として、下記の者を推薦します。

記

住 所	
氏 名	

交通経路届

年 月 日

加古川市長 様

住所
申請者 氏名
電話

令和8年度加古川市防災士育成事業補助金の交通費の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

No.	日付	防災士研修講座 会場名	講座内容	交通手段	経路
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

以 上

様式第4号（第6条関係）

令和8年度加古川市防災士育成事業補助金 交付／不交付 決定通知書

年 月 日

様

加古川市長
(公 印 省 略)

年 月 日に申請のあった令和8年度加古川市防災士育成事業補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

補 助 内 容	防災士の資格取得補助
決 定 内 容	交付 不交付
交 付 決 定 額	円
不 交 付 の 理 由	

令和8年度加古川市防災士育成事業補助金請求書

年 月 日

加古川市長 様

住所

申請者

氏名

電話

年 月 日付加防対第 号で通知のあった令和8年度加古川市防災士育成事業補助金の交付決定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求額	円	
交付方法	口座振込	
振込口座	金融機関	銀行 本店 信用金庫 支店 信用組合 農協 出張所
	フリガナ	
	口座名義	
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	

令和8年度加古川市防災士育成事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

加古川市長

（ 公 印 省 略 ）

下記のとおり令和8年度加古川市防災士育成事業補助金の交付決定を取り消したので、通知します。

記

補 助 内 容	防災士の資格取得補助
交付決定日 及び番号	年 月 日 第 号
取り消した 補助金の額	円
取 消 し 事 由	